

別表第 1

生産品目		調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県から産出する	府事経業に不出る	産長経業に不出る	産局から産出する	経業か済大提る	
		事業所	特定事業所										
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼 銑鉄、フェロアロイ粗鋼半製品、鍛鋼、鋳鋼	全部	全部	鉄鋼月報(その一)	一部	翌月十五日	経済産業大臣						
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣						
	普通鋼熱間圧延鋼材	全部	全部	鉄鋼月報(その二)	一部	翌月十五日	経済産業大臣						
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣						
	普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	全部	全部	銑鉄、フェロアロイ、粗鋼、鋼半製品、鍛鋼品、鋳鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、プリキティンフリースチール亜鉛めっき鋼板、その他の金属めっき鋼板、簡易鋼、矢板、軽量形鋼	鉄鋼月報(その四)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣						
		上記以外のもの	全部	全部	鉄鋼月報(その四)	二部	翌月十日	経済産業局長				翌月十五日	
					鉄鋼月報(その九)	二部	翌月十日	経済産業局長				翌月十五日	
		銑鉄等を生産するもの	全部	全部	銑鉄等を生産するもの	鉄鋼月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
						鉄鋼月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長				翌月十五日
	特殊鋼熱間圧延鋼材	全部	全部	全部	鉄鋼月報(その五)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
					鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
	特殊鋼冷間仕上鋼材	全部	全部	銑鉄等を生産するもの	鉄鋼月報(その五)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
					鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
		全部	全部	全部	銑鉄等を生産するもの	鉄鋼月報(その五)	二部	翌月	経済産業局長			翌月	

			上記以外のもの			十日	業局長		十五日
					鉄鋼月報(その九)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
		磨棒鋼 冷間圧造用炭素鋼線 P C 鋼線 ピアノ線 ステンレス鋼線 その他の特殊鋼線	銑鉄等を生産するもの		鉄鋼月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			上記以外のもの		鉄鋼月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	鋼管	普通鋼管 特殊鋼管	銑鉄等を生産するもの		鉄鋼月報(その六)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			上記以外のもの		鉄鋼月報(その六)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
					鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			上記以外のもの		鉄鋼月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	鉄管		全 部		鉄鋼月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
鉄鋼加工製品	鋼 P C 鋼より 金鉄く電気溶接ドラム 十八リットル缶 一般缶	索線網ぎ棒缶 缶	銑鉄等を生産するものであって従事者二十名以上のもの		鉄鋼月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
			上記以外のものであって従事者二十名以上のもの		鉄鋼月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
一般機械器具	ボイラ及び原動機(自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。)	内 燃 機 関 ボ イ ラ 蒸 気 タ ー ビ ン ガ ス タ ー ビ ン	はん用内燃機関 船用ディーゼル機関	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その一)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その一)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
					経済産業大臣の指定するもの	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	土 木 建 設 機 械 鉱 山 機 械 破 碎 機	装軌式トラクタ(ブルドーザに限る。) 建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械 高所作業車 破碎解体機械 破砕せん孔岩機		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その二)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
					経済産業大臣の指定するもの	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
化学機械及び貯蔵槽	化 学 機 械	ろ 過 機 器 分 離 機 器 集 じん 機 器 熱 交 換 器 混合機、かくはん機及		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日

		び粉碎機 反 応 用 機 器 塔 槽 機 器 乾 燥 機 器								
	貯 蔵 槽		従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	製 紙 機 械 プラスチック加工機械	射出成形機(手動式を除く。) 押 出 成 形 機 押 出 成 形 付 属 装 置 プ ロ ウ 成 形 機	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	印 刷 機 械 製 版 機 械 製 本 機 械 紙 工 機 械		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
ポンプ、圧縮機及び送風機(自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。)	ポンプ(手動式及び消防ポンプを除く。) 真 空 ポ ン プ 圧 縮 機 送 風 機(排風機を含み、電気ブロワを除く。)		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その六)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その六)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その六)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
油圧機器及び空気圧機器(航空機用のものを除く。)	油 圧 機 器 空 気 圧 機 器		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その七)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
運搬機械及び産業用ロボット	ク レ ー ン 巻 上 機 コ ン ベ ヤ エレベータ(自動車用を除く。) エ ス カ レ ー タ 機 械 式 駐 車 装 置 自 動 立 体 倉 庫 装 置 産 業 用 ロ ボ ッ ト		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その八)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その八)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
動力伝導装置	固 定 比 減 速 機 (自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。) 歯 車(粉末や金製品を除く。) スチールチェーン		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その九)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その九)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
農業用機械器具及び木材加工機械	農 業 用 機 械 器 具 木 材 加 工 機 械	整 地 用 機 器 及 び 付 属 品 栽 培 用 機 器 管 理 用 機 器 収 穫 調 整 用 機 器	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その十)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その十)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十)	二部	翌月十五日	経済産業大臣				
金属工	旋 盤		従事者百名以上		機械器具月報(その十)		翌月	経済産		翌月

作機械	研削盤 歯切り盤及び歯車 仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作 機械		上のもの	十一)	二部	十日	業局長	十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十一)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十一)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
金属加工機械 及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 二次金属加工機械 ダイガストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械 及び装置	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十二)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十二)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十二)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
食料品 加工機械、包装 機械及び荷造 機械(手動式の ものを除く。)	食料品加工機械 包装機械及び荷造 機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十四)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十四)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十四)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
事務用 機械	電子式卓上計算機 謄写機(謄写版を 除く。) 複写機(ジアソ式 等を除く。) 事務用印刷機(B 3版未満のオフ セット印刷機) 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十六)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十六)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十六)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
マシン 及び繊維機械	マシン	家庭用マシン 工業用マシン	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
繊維機械	繊維機械		従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十七)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
冷凍機 及び冷凍機 応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケ ース フリーザ(業務用冷凍 庫を含む。) 除湿機 製氷機 チリングユニット(ヒ ートポンプ式を含む。) 冷凍・冷蔵ユニット	従事者百名以 上のもの	機械器具月報(その 十八)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報(その 十八)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十八)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	